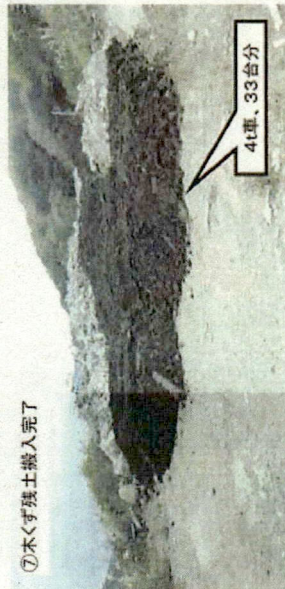
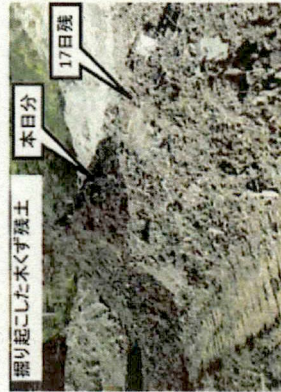
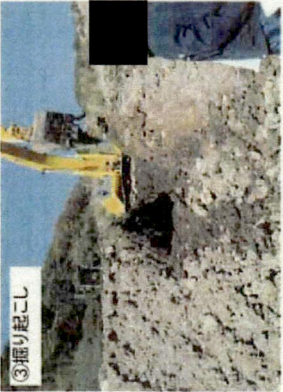


監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成22年11月19日
2 監視員	[Redacted]
3 業者氏名	[Redacted] 残土処分場
4 所在地	熱海市伊豆山
5 立会者	[Redacted]、オペレーター [Redacted]
6 現地の状況	<p>* [Redacted]氏から、17日の残りの作業(木くず湿じりの土砂の移動)を行うとの連絡があったため、立会をした。</p> <p>①移動作業前に前回掘り出した箇所の隣で木くずの混入が見られた箇所(11月2日の記録参照)の掘起こし作業を行った。 木くずの確認できる範囲で掘起こした。</p> <p>②①で掘起こした木くずも全て上部のがれき置場に移動した。 [Redacted]氏とその従業員で2台の運搬車両([Redacted])を使い、残土処分場にある木くず残土を4t車、33台分搬入した。 移動に当たっては [Redacted]氏に電話し、がれき等処理作業に支障が出ないか、移動後に飛散流出の恐れはないか等確認したが、 [Redacted]氏と現場の [Redacted]氏との協議の結果全量移動させることとなった。</p> <p>③進入路に敷きこまれた廃棄物([Redacted] が運搬した物)について、 [Redacted]氏にその運び込み指示者を確認したところ自分([Redacted])であることを認めた。 そのため、撤去を指導し別紙指導票を交付した。</p>
7 指導等 指導票交付	<p>熱海市伊豆山字赤井谷 [Redacted]における土の採取等の現場への進入路に、がれき類、廃プラスチック、金属くず等が敷かれたことを平成22年10月22日及び23日に確認した。 これらの物は産業廃棄物であるので、速やかに現場から撤去のうえ、産業廃棄物処理業者に委託する等、適正に処理すること。なお撤去にあたってはあらかじめ東部健康福祉センターに作業計画書を提出すること。また、撤去作業にあたっては同所廃棄物課の立会い確認をつけること。</p>

◎ 区分

排出事業者	製造業	多量排出事業所		その他	◎
		その他			
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設	
		その他		ごみ処理施設 焼却 埋立 その他	
	特別管理産業廃棄物排出事業所		その他処理施設		
	下水処理施設				
埋立地を有する事業所					
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎ 産業廃棄物処理施設	
		特管物		許可対象 中間処理施設	
	中間処分	特管物以外		最終処分 安定型	
		特管物		管理型	
最終処分	特管物以外		遮断型		
	特管物		許可対象外 中間処理施設		



産業廃棄物 処理業者 立入検査指導票
排出事業所

事業所所在地

事業所名称

代表者氏名

業種

産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物の取扱い状況について検査したところ、
下記のとおり不備の点があるので注意します。

早急に改善してください。

(注意事項)

熱海市伊豆山字下井谷 [redacted] における、土の採取等の

現場への道入路に、おもり類、炭、アスファルト、鋸屑等が

敷かれたこと、平成22年10月22日午後2時に確認した。

これらの物は、産業廃棄物であり、速やかに現場の

撤去のうえ、産業廃棄物処理業者へ委託等、適正に処理

すること。また、撤去にあたっては、あらかじめ、東部健康福祉センター
作業計画書を提出すること。また、撤去作業にあたっては、同所産業廃棄物
平成22年11月19日 課の主任に確認を済ませること

静岡県東部健康福祉センター
静岡県環境衛生指導員

御指示の点承知しました。

事業者氏名

印